

別記1

おおいた建設人材共育ネットワーク活動推進事業 令和3年度けんせつ小町座談会収録及びテレビCM他広告出稿業務委託仕様書

1 件名

令和3年度けんせつ小町座談会収録及びテレビCM他広告出稿業務委託

2 業務目的

おおいた建設人材共育ネットワーク（以下、ネットワークという。）では、女性がさらに活躍できる建設産業を目指し、官民を挙げて働き方改革の推進に取り組んでいるところである。こうした取り組みの下、着実に女性の活躍ステージは拡大して来ており、自分らしくいきいきと働く女性技術者も少なくない。

他方、未だ建設産業に対し「3K（きつい、汚い、危険）」や「男性社会」といったネガティブイメージを持つ人も多い状況である。

そこで、このようなネガティブイメージを払拭し、「働きやすさ」と「働きがい」の両立を求めて変わりゆく県内建設産業の今を広くアピールするとともに、将来の進路、職業の選択期を迎える女子中高生に対し、建設系学科への進学および県内建設産業への入職を喚起することを目的に、事業を実施するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和4年1月31日まで

4 委託業務内容

(1) けんせつ小町座談会の企画、開催及び収録

本業務は、土木・建築分野で活躍する女性技術者が、仕事のやりがいや魅力、職場環境等について等身大で語り合う「けんせつ小町座談会」を企画、開催し、併せて座談会の様子を収録するものである。

1) 登壇者等の選定

①登壇者

建設業、建設関連業に従事する女性技術者（5名程度を想定）とする。登壇者はネットワークが選定し、受託者へ通知する。

②聴講者

県内建設系学科に通う女子高校生等（10名程度を想定）とする。聴講者はネットワークが選定し、受託者へ通知する。

③ファシリテーター

地域タレント等の有名人を起用するものとし、受託者にて選定、手配するものとする。

2) 企画構成

①座談会の開催（収録）時期

令和3年7月上旬を予定している。詳細の日時は別途、ネットワークと受託者の協議により定めるものとする。

②会場（収録場所）の選定、手配

座談会の会場（収録場所）は、受託者にて選定、手配するものとする。

なお、会場（収録場所）の選定にあたっては、本業務の企画構成、演出等を勘案して選定するものとし、屋内外の別は問わない。

③シナリオ作成

シナリオ作成にあたっては、アンケートによる各登壇者への事前取材を踏まえて作成するものとし、登壇者及びファシリテーターによる打ち合わせ（集合型会議）を経て最終決定すること。また、シナリオには、登壇者と聴講者が双方向にコミュニケーションできる機会を盛り込むこと。

なお、座談会の所要時間（収録時間）は2時間の上限を目安とする。

3) その他留意事項

・シナリオ作成、登壇者へのアンケート取材、登壇者及びファシリテーターとの打ち合わせ、会場費（スタジオ使用料等）、撮影・音響費、ファシリテーター出演費、関係者との連絡調整等、けんせつ小町座談会の企画、開催及び収録に係る一切の費用を本契約に含むものとする。

(2) YouTube用動画、テレビCM用動画の作成

本業務は、(1)で収録した座談会の様子を編集し、YouTube用動画及びテレビCM用動画を作成するものである。

本業務の基本要件は次のとおり。

1) YouTube用動画の作成

①ターゲット

女子中学生、女子高校生及びその保護者とする。

②動画再生時間及び作成本数

再生時間30分以内の動画を1本以上作成すること。

③動画形式等

- ・動画の画面解像度 フルハイビジョン（1920×1080ピクセル）以上
- ・アスペクト比 16：9
- ・拡張子タイプ WMV形式及びMP4の2種類

④動画の活用方法

BUILD OITAホームページでの閲覧、YouTubeビルド大分チャンネルでの放映のほか、工業高校、高専、大学等での進路指導教材として活用する予定である。

2) テレビCM動画の作成

①ターゲット

女子中学生、女子高校生及びその保護者とする。

②動画再生時間及び作成本数

再生時間15秒もしくは30秒の動画を1本以上作成すること。

③動画形式等

テレビ局が指定するフォーマットとする。

④動画の活用方法

(3) に示すテレビCM素材として使用する。

3) その他留意事項

- ・動画には、必要に応じて、音楽（BGM）、テロップ、コンピュータグラフィック、イラスト、現場写真等の効果的な演出を施すこと。
- ・動画編集、MA作業等、Y o u T u b e 用動画及びテレビCM用動画の作成に係る一切の費用を本契約に含むものとする。

(3) テレビCM放映

本業務は、(2) で作成したテレビCM用の動画を使用し、県内民間放送テレビ局においてテレビCMを放映するものである。

本業務の基本要件は次のとおり。

①放映エリア・放映期間

大分県内とする。

令和3年9月～12月の間の内、連続して3ヶ月以上とする。

②ターゲット

女子中学生、女子高校生及びその保護者とする。

③放映種別

放送局、番組名、時間帯は指定しない。

タイムCM、スポットCMの別は問わない。

なお、提供表示する際のクレジットは、「B U I L D O I T A」とする。

④放映回数

30秒CMの場合は週1回（全12回）以上、15秒CMの場合は週2回（全24回）以上とする。

⑤フォーマットデータの作成および搬入

テレビ局が指定するフォーマット形式および搬入方法に従うものとし、フォーマットデータの作成、搬入にかかる一切の費用を含むものとする。

(4) インターネット広告

B U I L D O I T A ホームページ及びY o u T u b e ビルド大分チャンネルに誘導するため、インターネット広告を実施するものである。

本業務の基本要件は次のとおり。

①広告出稿エリア・出稿期間

大分県内とする。

契約締結の日～12月の間の内、連続して3ヶ月以上実施すること。

②ターゲット

女子学生（中学生以上）及びその保護者とする。

③広告の種類等

インターネット広告（リスティング広告／純広告／位置情報連動型広告／動画広告／SNS広

告等)の種類及び組み合わせ方法は問わない。より効果的な広報とするための広告方法を提案すること。

④留意事項

広告配信時間等やWEBサイトへの誘導傾向を常に分析しながら、より効果的な方法で実施すること。また、分析結果については、明確な指標を用いてネットワークに随時報告するとともに、実施内容についての改善の提案を契約金額の範囲内で行い、実施中の広告掲載に反映すること。

5 成果物の納品

(1) YouTube用動画及びテレビCM用動画

①YouTube用動画の成果物

DVDに収録のうえ、原盤1枚及び複製12枚を納品すること。

なお、盤面や個装ケースへの装飾は不要とするが、映像の内容が分かるよう記すこと。

②テレビCM用動画の成果物

DVDに収録のうえ、原盤1枚及び複製5枚を納品すること。

なお、盤面や個装ケースへの装飾は不要とするが、映像の内容が分かるよう記すこと。

②納品期限

令和3年8月31日(火)

(2) テレビCM放映

①成果物

テレビ局による放送確認書(2部)を提出すること。

②納品期限

令和4年1月20日(木)

(3) インターネット広告

①成果物

広告の画像を含め、出稿内容が確認できる資料(2部)を提出すること。

上記と併せ、効果測定レポート(上記4(4)④の写し2部)を提出すること。

②納品期限

令和4年1月20日(木)

(4) 納品場所

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

おおいた建設人材共有ネットワーク けんせつ小町座談会WG・プロモーションWG事務局
大分県土木建築部 土木建築企画課 建設業指導班

6 業務の完了報告

業務の完了後、委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成し、令和4年1月31日(月)までに提出すること。

7 著作権等

- (1) 受託者は、委託業務の履行に当たっては第三者の著作権を侵害してはならない。
- (2) 受託者は、動画制作等における肖像権や音楽使用权、撮影地の使用許可等の各種権利手続を確実に履行し、個人情報等は慎重に取扱うこと。
- (3) 本動画等制作業務における成果品の原版及びデータの所有権並びに動画の著作権、一切の権利はネットワークに帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識・技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、ネットワークは権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できないものとする。なお、本動画等に使用することを目的として制作されたデザイン、イラスト、図表、地図、ロゴなどの一切は、目的の範囲に限り、受託者の許可を受けることなく継続して使用できるものとする。
- (4) 成果物に係る著作権について第三者との紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれをネットワークに報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

8 その他

- (1) 企画提案書提出期限までに本業務の委託内容及び委託上限額を変更することがある。その場合は参加者に通知をするので変更内容にて企画提案書を提出するものとする。
- (2) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、ネットワークと委託候補者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。
- (3) 契約締結後、本業務の工程について明確かつ詳細に作成すること。
- (4) 専任の担当者を配置し、ネットワークとの打合せ会等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとること。
- (5) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしてはならない。
- (6) 本仕様書において明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、ネットワークと協議すること。